

平成十六年十一月八日提出  
質問第三五号

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する質  
問主意書

提出者 首藤 信彦

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に関する質

#### 問主意書

先般、無辜な民間人である香田証生さんがイラクにおいて拘束され殺害されるという大変不幸な事件が起こった。残忍な犯行に怒りを覚えると共に断じて許されない行為であり強く抗議するものである。被害に遭われた香田さんのご家族には衷心よりお悔やみを申し上げます。

さて、十月三十一日にはサマワの陸上自衛隊の宿営地に二発目のロケット弾が着弾し、荷物保管用のコンテナを貫通した。十一月七日にはイラク暫定政府が北部クルド地域を除くイラク全土に非常事態宣言を発令した、そのような状況下においてイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下、イラク特措法という）による自衛隊派遣の期限が十二月十四日にせまっている。

尚、政府が乱用する「軍事機密上、答えを差し控えたい」というような表現は、自衛隊員の生命および我々の国の名誉を危惧し必要な対策を国をあげて取り組もうとしている国会議員の意思を軽視するものであり、受け入れられないことを認識されたい。

以下次の事項について質問する。

一 今後のロケット弾・迫撃砲による宿営地への攻撃を想定してどのような防衛と警戒体制を講じるのか示されたい。

二 宿営地外のサマワでの支援活動において武装勢力の攻撃、自爆テロ、仕掛爆弾などにどのような対応を考えているのかお尋ねする。

三 宿営地を狙ったとみられる迫撃砲やロケット弾による砲撃は八回にも及ぶ、また七日にイラク暫定政府がイラク全土（含、サマワ）に対する非常事態宣言を行った。これはサマワがイラク特措法八条五項「当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場所又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。」に該当し、自衛隊は活動を直ちに中断すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

四 世論調査でも六割を超す日本国民がイラク特措法の延長に反対の意思を示している。これを踏まえ政府は自衛隊を撤退させる考えがあるや否やお尋ねする。

右質問する。